

動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会
(薬剤耐性菌に関するWG)における審議状況について

1 食品健康影響評価の要請

農林水産省から、抗菌性物質が飼料添加物又は動物用医薬品として家畜等に給与又は投与された場合に選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価を求められた(平成15年12月8日付け15消安第3979号)。

2 審議等の状況

(1) 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会(薬剤耐性菌に関するWG)(座長:三森国敏、唐木英明)において審議。

(2) 日本には評価のための方針又は基準がないことから、最初に評価指針を策定することとされた。合同専門調査会における審議(平成16年1月~9月)意見交換会(平成16年8月)及び国民からの意見・情報の募集(平成16年7月~8月)の結果を踏まえ、平成16年9月30日の食品安全委員会において「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」が決定された。

現在は、農林水産省が評価指針に沿って資料を整備しているところ。

(3) また、評価に際して必要な資料となる、食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて検討中。

3 今後の予定

(1) 食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けの作成。

(2) 農林水産省が評価指針に沿って資料を整備し、当委員会に提出した物質から、順次、個別の食品健康影響評価を開始。